

新高塚小屋の TSS トイレの今後について（150204）

- オーバーユースが懸念される人数に達する前に TSS トイレの供用を停止するという利用制限とその期間における携帯トイレの利用や臨時のトイレ設置などによる混合式での供用を前提条件としたうえで、既存の TSS トイレの補修等を実施して機能修復を行えば、既存の TSS トイレは十分使用可能である、という専門家の見解が得られた。
- 土壌処理方式のみによる供用の可能性については専門家の見解が得られなかったが、既存の TSS トイレの規模を拡大することは物理的に困難である、という専門家の見解は得られた。
- 既存の TSS トイレの補修等については、「屋久島学ソサエティ」と「ガイド有志」より、それぞれ要望書と協力依頼の文書が提出されており、専門家の具体的な提案も踏まえて、環境省として対応を検討する。
- 中長期的に土壌処理方式を継続するかどうかについては、地元の維持管理体制の確立、管理体制による管理の実施、及び、管理体制のもとでのオーバーユース発生前の TSS トイレの利用制限とその期間における携帯トイレ等の利用という前提条件の徹底の 3 点について、実現できるかどうか次第。
- 特に 3 点目の利用制限と携帯トイレ等の利用を前提条件とする供用の継続については、山岳部利用対策協議会での検討が必要。
- 「ガイド有志」については、管理体制の担い手として重要であるため、組織としての位置付け等について確認する。
- 管理の担い手が安定的に確保できるようであれば、専門家から提案のあった補修等を実施し、TSS トイレの状態に応じて供用の再開または停止を随時行うことができるかもしれないが、それまでの期間は、消化槽内の水位が安定して運用できていたレベルに下がるまでは、供用停止を継続する。
- 供用停止期間については、携帯トイレブースの利用をお願いする。